平成２３年（フ）第４９３号
兵庫県相生市旭５丁目14番47号、従前の住所
兵庫県相生市竜泉町287番地の２
債務者　宇田　里栄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６８１号
兵庫県加古川市別府町別府724番地の１
債務者　前田加代子（旧姓福池）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１７号
鳥取県西伯郡大山町上萬1150番地29
債務者　長谷川千草
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７５号
鳥取県米子市三本松２丁目11番35号
債務者　山内　祥嗣
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１２１８号
広島市安佐南区高取北１丁目48番27―15号
債務者　福嶋　賢吾
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２２号
広島市中区平野町12番５―502号　はいしげビル
債務者　高田久美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０６号
広島市安佐北区口田南１丁目５番45―202号　丸子アパート
債務者　フィッシュハウスマエダこと　前田哲也
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１１号
広島市安佐南区高取北１丁目52番１―103号
債務者　藤原　吉晃
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１９号
広島市南区堀越２丁目11番15号
債務者　脇本　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５１号
広島市佐伯区美の里２丁目１番39―501号　山本方
債務者　宮内　珠未
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８４号
愛媛県松山市泊町553番地
債務者　小池かおり
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３号
愛媛県新居浜市萩生1205番地の３、前住所愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰甲2679番地１
債務者　古川美智子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１５８号
愛媛県新居浜市松の木町10番58号
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３６８号
福岡県久留米市荒木町荒木1489番地４　ストリーム塚本203号
債務者　川原　京子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６９号
福岡県筑後市大字長浜1524番地　ナーストラヴィ長浜Ｂ棟
債務者　山崎　滋子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４７０号
宮崎市恒久４丁目21番地14　城ケ崎苑301号
債務者　河野　　薫
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１１号
鹿児島県鹿児島市伊敷台５丁目１番19号　コーポ緒方101号
債務者　川内田京美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係